

考へし此ノ勞働組合ノ扶助擁護ニ支ナルノアルカラ此ノ  
立場カラ問題ニスルコトハ天シテ理由ハナイコトヲハナイト信ス  
ルノデアリマス 此ハ賛成スルモノデアリマス

議長

討論打切リトシテ御異議ハアリマセンカ

提案者

大分反対ノ方カ多ク採テスカラ撤回トシマス

議長

撤回シマスカ夫レハ此ノ案ハ消滅致シマス日程第十五  
婦人少年坑内作業禁止ノ件 其前ニ只今悪法  
治安維持法ニ対スル反対決議ヲスル為メニ審議委員ノ  
説明カアリマス 委員ノ報告ヲ領ヒマス 委員長決案  
否報告ヲ領ヒマス

議長

治安維持法反対審議委員会ハ左ノ決議ヲ可決致シマ

シタ

決議

政府ガ今議會ニ提出シタル治安維持法案ハ全無産  
階級ノ運動ヲ断テ之ヲ合法化セントスル虞  
謀ナルト明ナリカル暴法ニ対シテハ我等ハ茲ニ断ツル  
決議ヲ以テ飽ス之レヲ粉砕セシ事ヲ期ス

大正十四年三月十七日

日本労働同盟大正十四年度全国大會

議長

決議ニ御異議アリマセンカ 万場一致可決デアリマス夫レデ

日程第十五ノ提案者御説明ヲ領ヒマス